

東京帝國大學經濟學部  
東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

# 東亞經濟叢論

第壹卷 第四號

昭和十六年十二月

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 支那の田賦整理と土地陳報……………     | 經濟學博士 八木芳之助 |
| 佛印に於ける信用と其の性格……………    | 經濟學博士 松岡孝兒  |
| 英米外匯平準基金の對法幣政策……………   | 十龜盛次        |
| 中晚唐時代に於ける燉煌地方……………    | 文學博士 那波利貞   |
| 佛教寺院の碾磑經營に就きて……………    | 文學博士 笠原伸二   |
| 古來支那に於ける社會政策の……………    | 經濟學士 岡倉伯士   |
| 經費に就きて……………           | 經濟學士 西藤雅夫   |
| 滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨…………… | 經濟學士 穗積文雄   |
| 華人紡績の經營に於ける問題……………    | 經濟學士 岡部利良   |
| 宋代貨幣攷……………            | 經濟學士 菊田太郎   |
| 支那紡績勞働請負制度の發達……………    |             |
| 支那近代工業の性格……………        |             |

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

# 滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨

岡 倉 伯 士

## 一 合作運動の成生

合作運動は滿洲總人口の約八割を包容する農村經濟をその半封建的桎梏から解放せんとする官府育成的な農村協同組合運動である。いづれの國に於ても協同組合運動は中間商人排除運動として現れるが、吾が農業生産を桎梏づけてゐるかの半封建性は、農家經濟の土着商業資本への深刻な隸屬關係をその主なる内容とするから、吾國の合作運動は、特に商人排除運動としての性格を強く帯びてゐる。更にまたかの半封建的隸屬性は、これを他の方面から見れば不適正なる分配關係に他ならないから、合作社の解放は結局地主及び土着商業資本の勢力によつて歪められたる分配關係の適正化を意味する。しかし分配關係の適正化と言ふことはすべての協同組合運動に共通な目標であり、従つてその限りに於ては資本主義諸國の協同組合運動と吾國の合作運動との間に何等の本質的差違も認められない。即ち資本主義諸國に於ける協同組合運動もまた、獨占資本主義段階に於て齎らされる分配關係の不適正化——獨占段階の下では勞銀は勞働の限界生産力乃至は生産的貢獻以下に決定せられ、農産物價格

と農民購買價格との間にはかのカルテル・シエーレが発生する——を集團の力によつて排除せんとするものに他ならない。たゞ資本主義諸國に於ける協同組合運動は高度の自律性を持ち、原則として政府の保護干渉を受けない。そこでは運動は労働者または農民の中から自主的に醸し出され、運営は彼等自身の手によつて行はれる。これに反して合作運動は寧ろ爲政者の發意に成り、その運営もまた高度の他律性を有してゐる。この相違は決して滿洲農民が高度資本主義諸國の農民に比して協同心に缺けてゐることから來るのではない。いな吾國の土着民は古くから西歐諸國に見られないやうな協同自主の傳統を有して居り、農民達は例へば組社・青苗會・喜社・壽社・錢會等の自主的共済組合を結成してゐた<sup>1)</sup>。それにもかゝらず合作運動は何故に高度に他律的なものとして出發せねばならなかつたか。問題は再び農民の土着商業資本への餘りにも深刻な隸屬關係に還元される。周知の通り吾國の農家經濟は農産物の販賣及び生活必需品の購買の兩過程を通して土着商業資本への深刻な隸屬下に置かれて居り、しかもかゝる隸屬關係は農民の窮迫化の結果であると同時に原因である。この縦の關係に於ける隸屬性と生活窮迫化との間の相互因果的聯關によつて、吾國の農民はその協同心を効果的に實現するに必要な物的手段を失つて居り、こゝに吾國の合作運動が官府育成的たらざるを得ない根本の理由がある。無一文の農民は何人團結しようとも所詮無一文であり、従つて彼等の組社または錢會は有名無實の存在となるであらう。

合作運動が官府育成的でなければならぬといふ一つの理由として、吾々はこの國の經濟政策に附與せられた高度の政治性に着眼すべきであらう。滿洲國の政治理念は周知の通り日滿一徳一心及び五族協和であるが、かゝる政治的スローガンはそれが如何に立派であつても、實利主義に走り易い農民にはたゞそれだけとして直接に受け容れられることは不可能に近い。それ故に政治運動としての協和會運動は經濟運動としての合作社運動によつて裏づけられねばならないのであり、そのためには合作社運動は

1) 根岸信氏：支那ギルドの研究，20頁參照。

普通の農村協同組合運動の如くに農民階級の單なる自己防禦運動ではなくして、高度の國家的指導性を持たねばならない。

かくて吾國の合作運動の特異性はそれが官府育成的であり他律的であると言ふ一點につきるのであるが、かかる運動が全國的規模に於て展開されるに至つたのは、周知の通り康德四年秋農事合作社が全滿各地に設立されてからのことである。しかしその先驅をなしたものは大同元年四月奉天省長の手によりこれまた官府育成的に設立せられた奉天省金融合作總處であり、更には大同二年に北滿主要地に設立せられた特産共同販賣會であつた。そして前者は金融合作社の前身と見られ、後者は農事合作社の前身と見ることが出来る。しかし南滿の金融合作總處にせよ北滿の共販會にせよ、本來の意味に於ける合作社と言ふよりも寧ろ建國當初の農業恐慌に對する一つの救済施設として設立せられたものであり、従つてこれを直に合作運動と同一視することは出来ない。

金融合作總處は奉天省に次いで間もなく吉林・黑龍江兩省にも設立せられ、康德元年九月金融合作社法が制定せられるに及んで始めて中央政府の指導下に全國的組織にまで發展した。而して金融合作社が農事合作社に先んじて誕生したのは、第一には建國當初の農業恐慌による特に地主、富農階級の極端な金融逼迫及びその結果として招來された耕地放棄を救済せんとする經濟的理由により、第二には建國直後の民心の把握、撫民工作のためには何よりも先づ農村の上層階級に働きかける必要があつたと言ふ政治的理由による。それ故に金融合作社はその設立の當初から地主偏倚の色彩を有してゐたし、またその必要があつたのである。

更に金融合作社の前身が南滿に發生したのに反し、農事合作社の前身たる共販會または平糶會が北滿に發生したと言ふ興味ある對照もまた注目に價する。このことは何よりも先づ南滿と北滿との農村階級構成の差違から理解するべきであらう。一資料によつて南滿・中滿及び北滿の農村階級構成を比較すれば次の通りである。

| 北 滿     | 戸 數   | 地 主 階 級 | 自作農階級 | 小作農階級 |
|---------|-------|---------|-------|-------|
|         |       |         |       |       |
| 耕 作 面 積 | 一四・七% | 五二・三%   | 三三・〇% |       |
|         | 二二・四% | 一四・八%   | 六二・八% |       |

上の數字は調査戸數一六五一戸、調査面積約一二三五四畝に關するものであり、従つてこの數字から全滿の農村階級構成について正確な判斷を下すことは出来ない。しかし南滿地方は中北滿地方に比して土地集中

2) 滿洲合作運動小史、合作社論叢、上卷附錄6頁。  
3) 佐藤武夫氏：北滿農業に於ける小作關係の再編成、滿鐵調査月報、第24卷第2號、68~69頁。

| 南     | 中     | 中北滿平均 | 滿     |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |       |       | 耕作面積  | 戸數    |
| 一五・三% | 一九・三% | 一七・二% | 四三・六% | 四一・七% |
| 一一・八% | 一二・〇% | 一七・〇% | 五八・七% | 七三・六% |
| 四三・六% | 四一・七% | 四一・六% | 二九・五% | 四一・一% |

度は四・八となる。これに對し中滿・北滿兩地方に於ける土地集中度はそれより四・四及び五・八となり、更に中北滿を平均せるそれは五・〇となる。それ故に吾々は土地集中の程度は南滿よりも北滿に於てより高いと言ふ結論を導き出すことが出来る。また階級戸數構成について見ても南滿に於ては自作農が支配的であるに反し、中・北滿では寧ろ小作農が支配的である。尤も北滿のみでは自作農は五二・三パーセントを占めてゐるが、しかしこの絶對多數の自作農が耕作してゐる土地面積は僅に一四・八パーセントにすぎず、從つて北滿自作農の零細性、彼等は自己の所有地のみでは生活し得ず一般に小作農を兼ねてゐる事實を認めることが出来る。それ故に北滿自作農は同時に小作農であり、大體に於て貧農階級に屬すると見られる。

このやうに南滿地方に於ては土地集中度が比較的低く、且つ階級戸數構成に於て地主及び自作農階級が支配的である事實こそ、この地方に先づ地主偏倚的な金融合作社の前身を發生せしめた根本の原因である。これに反し北滿地方では土地集中度が高く且つ貧農(榜青)階級が支配的である事實は、かの半封建的隷屬關係が特にこの地方に於て深刻であつたことを推定せしめる。のみならず北滿地方に於ける主要作物は商品化率の高い大豆であり、このことは特用作物及び自家作物の栽培が盛行してゐる南滿地方に於けるよりも、農民の商業資本への依存性をより高からしめる。と同時に同じ理由によつて北滿農業は建國當初の農業恐慌——それは周知の通り大豆貿易を媒介として世界恐慌の一環を形成してゐた——の影響を受けることも特に強かつた。吾國の協同組合運動の主流をなす農事合作社の前身たる共販會・平糶會が北滿地方に先づ成生したのは、上述の如き客觀的事情に負ふであらう。

『滿洲合作運動小史』は特産共販會について次のやうに書いてゐる。『特産共販會は大同二年の農業恐慌當時、中間商業資本の搾取を排除し、制限することによつて之を緩和すべく、北滿主要地に設けられた。この共販は農民の賣急ぎによる大豆相場の高落を防止し、農民の苦痛を軽減し且春耕貸款の返済の便宜を圖るために設立された。一定地域の農民にして大豆保管及び販賣を

委託するものを以て會員とし、會員の委託大豆を共同保管し、保管證を發行し、共同販賣を行ふ。而して委託大豆に對しては滿洲中央銀行より月利七厘の割合を以て大豆時價の七割乃至九割を貸付する組織である。然るにこれが設立の時期おくれ、手續の煩瑣、春耕貸款返濟條件附帶等のため殆んど効果を收めなかつたが、この共販會の積極的な良い意圖の部分だけは少くも高く評價してよからう。』

(註) この賣急ぎは大豆相場の一層の低落を豫想しての思惑的賣急ぎの他に、大豆相場の低位が農家經營收支の極端な不均衡引いては生活の窮迫化を招來し、そのために農民は現金取得を急がざるを得なかつたと言ふより困難な事情にも由來してゐたであらう。

金融合作總處及び共販會は共に恐慌對策としての意味を持ち、且つ前者は特に地主救済のためのものであつたと見られ、從つてそれ等は農家經濟の商業資本への半封建的隸屬關係からの解放と言ふ合作運動の本流からはなほ可成り距つたものであつた。而してかゝる隸屬關係は農產物の販賣過程と農家必需品の購買過程との兩側面から由來するものであり、しかもこの兩側面に於ける隸屬性は相互に相補強し合ふ作用を持つ。それ故に農村經濟の解放を目指す合作運動の主力は、先づ農產物販賣過程及び農家必需品購買過程の農民のための組織化に注がねばならない。而して農產物販賣過程の農民のための組織化の意圖は交易場の設立となつて具體化せられた。即ち先づ康徳二年十一月濱江省青崗縣交易場が開設せられ、續いて康徳三年秋にかけて克山・綏化・樺川・勃利・依蘭の諸縣の交易場が相次いで設立せられた。交易場の本來の任務は農家經濟の土着商業資本への半封建的隸屬關係からの解放にあるべきであり、また實際にさうであつたのであるが、しかし現實にはかゝる本來的目的に加へて縣財源の捻出と言ふ副次的目的がその設立に際して重要な役割を演じた。いな東滿の諸縣に於てはその設立動機に於て寧ろ財政的目的(出廻り糧穀に對する糧捐の徴收)がより支配的であり、しかも徴收された財源は農事指導その

他の形態で農民に還元されることはなかつたと言はれる。果してさうであるとすれば、それは交易場の持つ本來の經濟的歴史的役割を無視せるものであり、従つて東滿諸縣の交易場が現在に於てもなほ『幼稚なる内容以上に  
出ずして、却つて交易市場設置の經濟的意義たる取引の公正化を期する上に於て幾多の障害を醸し出してゐる』  
と言はれるのも寧ろ當然であらう。勿論交易場がその設立の當初から検査・羅賣買及び公秤取引等を規定して、  
農産物の品質・數量及び價格に関する糧棧の商人的詐欺を排除せんと企たことは評價されていゝが、問題はそ  
の運營の如何にある。交易場が單に縣財源獲得の手段視されたり、或は特産商及び糧棧等の既成勢力との妥協の  
下  
に運營されたりするのは、その本來の經濟的歴史的任務を遂行し得ないことは言ふまでもない。かくて交易場  
をしてその本來の使命に立ち歸らしめるために、それを財源獲得の手段視せず、交易手数料を徴収するにしても  
それが直接に農民に還元されるやうな機構が要請せられた。かゝる要請に基いて康徳四年五月新京に第一回農政  
審議會が開備せられ、同會の検討を経て農事合作社が全國的組織として設立せられ、同時に交易場經營は農事合  
作社の手によつて行はれることゝなつた。しかし經營主體が變つてもその實際の運營に於ては大した改善を見な  
かつたやうである。その一半の責任は合作社自身の側にあるにしても、他の一半の責任は政府の側に期せらるべ  
きであらう。即ち農事合作社はその設立のイニシアティブを政府が採つたに止り、政府はこれに對して殆んど何  
等の物的資金的援助も與へなかつた。吾國の合作社はわが國民經濟の周知の特殊性の故に、農民の自主的機關と  
して成立することは困難であるにもかゝらず、農事合作社は政府からの何事の支援もなしに、その經費の交  
易手数料收入を中心として自辨せねばならなかつた。従つて農事合作社はその主力を交易場經營に注がざるを得

す、生産指導、農事改良及び購買事業に振り向けるだけの餘力を持たなかつた。のみならずその資金的基礎の薄弱なるために、交易場に倉庫を併有してゐるものは緩化縣その他若干の例外的事例に止り、一般には交易場經營は検査以外の何物でもなかつた。かくして合作社經營則交易場經營則検査と言ふ不都合な相即關係が設立の當初から支配し、それは今日に至つても見るべきほどの改善を示してゐない。

農事合作社の無内容の責任はまた合作社自身の側にもあつた。即ち農事合作社はしばしば糧棧その他の既成勢力と妥協し、検査員に糧棧の夥計上りを採用したり、甚しきに至つては交易場長に糧棧出身者を持つて來たと言はれる。

前掲の興銀調査料による資料は鐵嶺縣新發子交易市場について次の如き事實を報告してゐる。<sup>6)</sup>同市場は康徳四年十一月に設立せられたのであるが、設立の當初農事合作社は特産組合（當地の糧棧の組合）の勢力——この勢力は當地の糧棧が三泰盛（三井系）・信和商會・三菱・日清・瓜谷等の大資本を背景としてゐることに由來する——と妥協せざるを得なかつたために、市場操作は全く糧棧の一方的意志の下に置かれ、市場はたゞ検査のみを行ふにすぎず、計量・保管は糧棧の院内で行はれた。従つて農民は價格決定に參與せざるは勿論、計量の胡麻化しに對しても如何ともなし得なかつた。しかも交易場に於ける價格決定の基準となるものは奉天の開相場であり、公定價格の二倍に達する高價格で取引せられてゐた。なほ興銀のこの報告は康徳七年二月末から三月上旬にかけて、即ち現在の興農合作社設立の直前に書かれたものであることを附け加へて置く。

扱て金融合作社はその地主偏倚的性格の故に合作運動本來の線に添ふことが出來ず、また農事合作は上述の如き理由によつてその無内容を暴露したとすれば、金融・農事兩合作社は早晚何等かの方法で變革さるべき運命にあつたと言へる。そしてかゝる變革は康徳七年四月舊兩合作社の興農合作社への統合と言ふ形で實現された。次に吾々はこの統合を必然的ならしめた事情について稍々立ち入つた考察を加へ度い。

6) 同書：第二部，21頁以下。

## 二 舊兩合作社の統合の必然性

舊兩合作社の興農合作社への統合改組を促した直接の動機は、日支事變の長期化に伴ひ日本に於て消費財部門の戰時的縮少再生産が目立つて來、従つて滿洲の對日及び國內食料並に飼料供給の確保と言ふことが緊要化すると同時に、窮屈化する日本の對滿資金物資供給餘力を第三國輸入によつて補足せねばならず、従つて外貨獲得のための特産輸出振興策が講ぜられねばなくなつたことにある。換言すればわが國の農產物生産——配給政策もまた日滿を通ずる戰時的要請に則應して編成替えられねばならなかつたことにある。しかし乍ら尙一步立ち入つて考へるとき、吾々は金融合作社と農事合作社とはその發生の環境を異にして居り、従つて兩者の間に性格的不調和があつたことに氣付く。そしてこのことが正に戰時的要請の有無に不拘、舊兩合作社の改組を必然的なしめた根本の原因である。即ち金融合作社は既述の經濟的及び政治的理由によつて地主偏倚的性格を餘儀なくせられたのであるが、このことは土地資本と高利貸資本とが二位一體制をなしてゐる吾國の前資本主義的農業生産形態の下では、合作社貸款がやゝもすれば高利貸資金に轉用せられ、従つてかの前資本主義的生産形態の含む不都合を擴大する逆効果を持つ。立ち入つて言へば營農階級の窮迫化、引いては彼等の離村傾向を促進し、或はまた地主乃至は土着商業資本へ隸屬關係を強化する可能性を持つ。のみならずこの二三年來物資缺乏が目立つて來てからは、換物思想の盛な地主の手に渡つた金融合作社貸款資金が換物資金または闇取引資金として流用されたであらうことも推測に難くない。

なるほど金融合作社法では社員数を限定せず一口五圓以上の出資者は何人も社員たりうることを、形式的には一應開放主義を採つてゐた。しかしその貸付条件に於て對物信用中心主義が採られた結果として、實質的には地主階級のための差別的封鎖主義となつてゐたことは周知である。例へば綏化金融合作社の康徳六年度に於ける貸付別貸付成績を見るに、抵押貸付は貸付總額の五四パーセントを占めてゐるに反し、普通保證貸付と小農貸付とを合しても二一パーセントにすぎない<sup>1)</sup>。更に同年度の同縣西五道崗地に於ける金融合作社階級別貸付を比較すれば次の如くである。<sup>2)</sup>

|    | 戸數 | 貸付額   | 一戸當貸付額  | 所有地面積  | 經營地面積  | 一戸當經營面積 | 經營單位面積(一畝)當貸付額 |
|----|----|-------|---------|--------|--------|---------|----------------|
| 地主 | 九  | 二八五〇圓 | 三一六、六六圓 | 四八八、五畝 | 二八三、五畝 | 三一、五畝   | 一〇、〇五圓         |
| 自作 | 七  | 一四三〇圓 | 二〇四、三〇圓 | 八八畝    | 一四八、〇畝 | 二一、一畝   | 九、六二圓          |
| 小作 | 五  | 四八〇圓  | 九六、〇〇圓  | 一〇六、〇畝 | 二一、二畝  | 二一、二畝   | 四、五三圓          |
| 日工 | 一  | 九〇圓   | 九〇、〇〇圓  | 五七六、五畝 | 五三七、五畝 | 一       | 一              |
| 計  | 二二 | 四八五〇圓 |         |        |        |         |                |

右の表によれば總貸付戸數二十二戸のうち地主及び自作農は十六戸即ち七三パーセントを占め、小作農及び日工は僅に六戸即ち二七パーセントにすぎない。更に經營單位面積當り貸付額を見るに、地主に對しては十圓五錢、自作農に對しては九圓六十二錢、小作農に對しては四圓五十三錢となつてゐる。勿論農家の經營單位面積當り借入必要額は各農家に於て同一ではあり得ず、特に自家勞働力の多少によつて左右せられるが、生産條件のほぼ均等な同一部落の土地を經營してゐる以上、經營單位面積當りに必要な投下貨幣費用はほぼ同一と見てよいであらう。それ故にいまだ若し假りに自作農の經營單位面積當り借入額九圓六十二錢が適正な必要借入額であるとすれば、地主は經營單位面積當り四十三錢の過剰借入をなしてゐることになり、これに反し小作農は實に五圓九錢の過少借入をなしてゐることになる。而してこの借入不足分は地主・雜貨商或は高利貸からの借金によつて補充する他はないであらう。次に一戸當り平均經營面積は自作農と小作農は共に二十一畝強であるのに、その一戸當り借入額に於ては前者は後者の二倍強となつてゐる。また地主の一戸當り平均經營面積は小作農のそれの一・五倍なるに對し、その一戸當り借入額は三・三倍となつてゐる。こゝに吾々は對物信用に重點を置き回収第一主義を採つてゐた金融合作社の地主偏倚的性格を明

1) 濱江省興農合作社聯合會：金融合作社の貸付狀況(濱興聯調查資料第五輯)による。  
2) 同一資料による。

確に看取することが出来る。しかしこの西五道崗屯の階級構成、ヒラミッドは低い頂點を持つて居り、同屯に於ける最大の地主と雖も百八十畝を所有してゐるにすぎない。即ち同屯の地主達は中農に屬するものであり、彼等は殆んど皆自作農を兼ねてゐる。このことが同屯に於て地主の戸當り平均經營面積を大ならしめ、従つて地主と小作農間の經營面積當り借入額を比較的近接せしめてゐる理由である。換言すれば一般に農村の階級構成が平均化してゐるほど地主の過剰借入及び小作農の過少借入は少であり、従つて合作社貸付資金が高利貸資金に轉用される可能性も低いと言へる。これに反して階級構成に於ける懸隔が大である農村では、反對の理由によつて、合作社資金の高利貸資金または闇取引資金への轉用が盛行すると同時に、小農階級の窮迫化、従つてまた彼等の地主或は商業資本への隷屬性が促進されることも甚だしいであらう。

このやうに金融合作社はその誕生の當初から地主偏倚的性格を有し、従つて本來營農階級を基調とすべき農村組合運動の線から逸脱する傾向を帯びてゐた。のみならず合作社資金が高利貸資金に轉用される事によつて、吾國の前資本主義的農業生産關係をより強化し、従つて農業生産力の發展を阻害するに役立ちさへした。このことが合作社の改組統合を必然的ならしめた一面のしかも重要な原因である。しかし乍ら合作社の改組を必然づけたいま一つの事情は農事合作社の側にも見出される。既述の通り農事合作社は吾國の農業生産をかの半封建的桎梏から解放することを直接の目標とし、従つて吾國合作運動の推進力たるべき任務を帯びて誕生したのであるが、しかし實際には『農事合作社はその設立の意圖の立派さにも拘はらず、購費・販賣・生産利用の合作社事業は紙上のお題目に止り、主として糧穀交易市場を基點とする農産物の統制、收買機關として活動せざるを得なかつた。』<sup>3)</sup>而して農事合作社をかくの如く弱體化した根本の原因としては、既述の通り第一に糧棧及び特産商の既成勢力による影響、第二にその資金的基礎の貧困を挙げねばならない。周知の通り近代の糧穀取引資本としての特産商は、一方に於て土着商業資本のギルド的結合を解體せしめ乍ら、他方ではそれを自己の汎世界的組織網の中に

3) 高木五郎氏：新合作社の進路，滿洲評論，第8卷第9號21頁。

買辦的に吸収することによつて、土着商業資本を支持しこれと結びつく。従つてこの段階では糧棧は強力な近代資本の支援の下に、農民に對するその前資本主義的支配關係を持続しようとする。農事合作社は正にかゝる糧棧勢力に對立せねばならないのであり、従つて合作社職員の意圖の如何にかゝわらず、農事合作社はしばしば糧棧勢力に妥協し或は翻弄されざるを得なかつた。而して糧棧は主として金融的に近代資本によつて支持せられるのであり、彼等は極めて低利の、いなしばしば無利子の資金の融通を受けるのであるが、かゝる資金は直接に農民に對する高利貸資金となり、或は糧棧と油房または燒鍋との複合形態の支配的な吾國に於ては、それが闇搾油乃至は闇釀造資金となり、更には雜貨商への轉貸によつて生活必需品闇取引資金となりうる。闇取引の盛行は交易場廻りを減退せしめ、このことは交易手数料をその存立の物的基礎としてゐる今日の合作社にとつては、合作社の存立そのものを危くする一因となる。従つて合作社はしばしば糧棧勢力との妥協を餘儀なくされた。

農事合作社を弱體化したいま一つの原因はその資金の基礎の貧困に求められる。既に指摘した通り吾國の合作社はその特異な經濟的環境及び政治的任務の故に、經費支辨の上に於ても官府育成的たるべきであつた。人はしばしばかゝる國家支出が農村インフレーションを促進すると言ふ理由でそれに反對して來た。しかし合作社への國家支出が生産的營農資金として直接間接營農階級に還元せられ、従つて生産増加に役立つ限り、それは必ずしもインフレーションとはならない。農村への資金放出はかゝる資金が地主または商人の掌中に還流して前資本主義的蓄積に役立ち、それが一方では換物資金としてブームの醸成に役立ち、他方では高利貸資金として農民の窮迫化、土地放棄引いては農業生産の低下を促進する場合にのみ眞の困難を招來する。それ故に國家的支出が合作社

4) 例へば三井系の三泰産、三菱系の康徳棧。

を通して生産獎勵金、農事改良費または生産指導費等々の形態で直接間接に營農的増産資金に轉化するならばインフレ的幣害は生じない。いな寧ろかくして増産が可能となり、従つて出廻數量が増加し合作社の販賣事業収入が増加すれば、その何パーセントかは再び追加的増産資金として農民に還元せられ、こゝに一聯の好ましき乗數現象が認められさへする。

このやうに農事合作社はその社會的經濟的背景と任務から見ても、當然に經費他給主義を採るべきであつたにかゝらず、實際にはその經費の大部分を交易手数料によつて自辨し、残りの僅少な部分を納入金(會費)及び國庫助成金によつて填補した。従つて合作社は交易場經營に専念せざるを得ず、本來の共同出荷、生産利用及び購買事業に對する餘力を缺いだ。而して農事合作社が經費自辨主義に立ち、従つてその經營が謂ゆる『高率手数料』に依存せねばならないとすれば、そのことは特に吾國の前資本主義的社會經濟關係の下では、農民の隸屬的地位を強化し、従つて農業生産力の一層の低位化を齎らす惧がある。即ち農民はその生産物の販賣に際し『高率手数料』を支拂はしめられ、しかもその比較的小部分のみしか生産利用及び購買事業を通して農民に還元されないとすれば、それは明かに農民にとつて販賣條件の一層の惡化引いてはシェーレの擴大を意味する。シェーレの擴大は農民の窮迫化、地主—高利貸—土着商業資本への彼等の隸屬的地位の深刻化、農業生産力の一層の低下と言ふ一聯の惡循環的な作用聯關を伴ふ。かく考へるならば合作社經費自辨主義は前資本主義的生產形態の打破と言ふ吾國の經濟政策の一つの主要目標に矛盾することになる。

なるほど農事合作社側では次の如き根據から『高率手数料』を辯護せんとした。(一)生産物の大部分を所有し搬出し賣却す

- 5) 手数料収入の50%内外が合作社費、即ち主として給料・課貼・辦公費等の農民に還元される支出となるのが通例であつた。

るのは、不在地主及び農村に於ける地主富農を中心とする中上層階級であること、(二) 大多數を占める下級貧農に就て見れば、零細經營農全般を通じて自家用作物多く商品化率は低度であり、……商品化すべき生産物の當該層全體は中、上層のそれに比して著しく少ないと見ねはならぬ。(三) 従つて交易手数料を相對的に高率とし、これによる收入を事業資金主要財源として農村に對し中貧農層を中心に適宜且つ有効に各級農民に向つて還元すれば、既存の縣營市場の手數料の本質が示す如き一方的收得に終らず、却つて本會の根本方針を生かすにふさはしい方法と思考せられる。』若しその通りであるとすれば、高率手数料は吾國農村に於ける前資本主義的な分配關係を規正すると言ふ好ましい作用をすら持つことになるであらう。しかし乍ら先づ第一にたとへ交易場に出廻る糧穀の大部分が地主または富農によつて搬出され、貧農の販賣量は比較的少量であるにしても、貧農のこの零細な販賣が有利に行はれるか否かと言ふことこそ正に、彼等の半封建的隷屬的地位を改善するか否かを決定するものである。彼等の零細な販賣收益は或は雜貨商からの掛買代金の決済に或はまた高利貸からの借金の返済に利用せられるであらう。若し高率手数料の結果として販賣條件が悪化するならば、貧農のかゝる決済が不可能となるのみならず、その高利貸資本または土着商業資本への隷屬的地位をより深刻化しきへする。しかも特に北滿に於ては交易場に出廻る糧穀の大部分が地主の小作糧穀であるにしても、その糧穀はかゝる貧農によつて生産されたものである。若し高率手数料の直接間接の結果として貧農の一層の窮迫化、従つて營農家の土地放棄或は生産性の低下が招來せられ、従つて生産量及び出廻量の減退が齎されるならば、それに伴つて合作社の手續料收入は減退し、合作社はそれを補償するために再び手数料率を引上げざるを得なくなり、かくして高率手数料の惡循環的な作用が誘發せられうる。のみならず第二に吾國農村に支配してゐる前資本主義的な社會的勢力關係の下では、地主糧穀に對する高率手数料は結局小作農に轉嫁される可能性が大である。小作農は耕す以外に食の道なく、従つて彼等が農村に止らんとする限り、高率手数料を理由とする地主の小作料率引上げの要求を拒むだけの勢力を持たない。

かくて吾國農村の特異な實態に即應して、農事合作社經營は他給主義を原則とすべきであつたにかゝわらず、實際には自辦主義が採用された結果として、合作社經營は人の好むと否とにかゝわらず交易場經營と相即せざるを得なかつた。しかも例へば綏化縣合作社の如く倉庫業務を兼營すると同時に交易場取引を證券化することによつて、實物取引に伴ふ糧棧の各種の詐瀆を排除し、更には證券に流通性を附與して農民のため一種の金融的機能

6) 綏化縣農村協同組合方針大綱の一節、佐藤大四郎氏：滿洲に於ける農村協同組合運動の建設、105~106頁より引用。

をも果しつゝある若干の特殊な例外を除けば、交易場經營と言ふもその實は検査以外の何物でもなかつたし、また現在もさうである。

木村氏は現在行はれつゝある交易場取引方法の概況を次のやうに描寫されてゐる。『出荷農民は大車を牽ゐて交易場に現れ、出荷の申告をし、出頭順に従つて検査供試料品を窓口へ提出し、出荷傳票に品目、自己の推定出荷數量、氏名住所を記入して貰ふ。交易場では直に供試料品により検査した結果による品等格付を傳票に記入し、更に其の格付等級單位當り交易場取引價格を書入れて、各一通宛、當該農民と豫め糧棧組合の申合せに従ひ從來の取扱實績等に基いて割當られ、當該出荷を收購する順番に當つてゐる糧棧の手代とに交付する。出荷農民は交付を受けた交易場出荷傳票を携行して大車を當該糧棧の院内に牽き入れる。糧棧では大車から降された出荷農産物を自己の過磅に掛け、その計量の結果を交易場傳票に書き入れ、交易場で書き入れて來た検査格付等級別釘付價格によつてこれを計算し、農民に代金を支拂ふ。農民はその代金を貰つて家路に就き、糧棧は交易場手数料の徴收の基礎となる買入數量を交易場傳票に書き入れて交易場に申告するのである。』かゝる取引法が從來のそれに比して合理化された點があるとすれば、それは釘付價格の嚴守によつて糧棧の一方的意志による價格操作の餘地が少くとも交易場内では消滅したこと、及び康德七年九月交易場法の實施と同時に手数料が原則として收買者側から徴收せらるゝことゝなつた二點にある。しかし依然として計量は糧棧院内で行はれる以上、計量の胡麻化しは排除されない。いな糧棧の申告買付數量は手數量及び糧石稅徴收の基礎となるのであるから、糧棧は數量について胡麻化することに努力を傾注するであらう。そしてこの胡麻化によつて生じた不法收得量は闇へ流されることは疑ない。この不法行爲を防止するためには計量及び出來れば保管をも交易場内で行ふことが絶対に必要である。

現行の交易場經營の實態もまた結局検査だけであるが、その検査すら或は検査員に糧棧の影計(手代)上りを用ひ、従つて検査を糧棧に有利にし、或はまた検査設備及び検査技術の不完全のために不適正な格付を行ひつゝあると言はれる。格付の不適正は別に國營検査の存する大豆及び小麦の場合には特に重大な弊害を招來する。即ち交易場検査が甘きに過れば糧棧に不當な利益を許すことになり、これに反し辛きに過れば糧棧をして交易場での買付を濫らせることになり従つて交易場外闇購入を盛行せしめることとなる。特に康德六年十一月以降特産大豆及び主要糧穀に關する蒐貨統制が確立されて後は、交易場検査が辛きにすぎ糧棧によつて交易場買付が實質的に高値となる場合には、糧棧をして統制會社に公定收買價格で販賣することを不可能ならしめ、

- 7) 木村武氏：交易場出廻以後農産物統制關係諸方策改善事項、興農、第2卷第8號、35~36頁。
- 8) それは康德七年十月一日より實施せられた特産專管法及び糧穀管理法によつて再強化せられた。

従つて關販賣を餘儀ならしめる結果となつた。それ故に検査設備及び検査技術の改善擴充もまた現下の緊喫事である。一検査員は検査設備の不完全について次の如く訴へてゐる。『一日何千臺もの出廻を其の日に検査することを要求されてゐる我々検査員としては、鑑定上最も重要なべき光線等はとも考へてゐる餘裕もなく、朝は七時頃より夜は八時頃迄におよぶ』

扱て金融合作社は合作運動本來の線から逸脱して地主偏倚的となり、農事合作社もまた經費自辨主義に禍されてその社會的經濟的職能を充分に發揮し得なかつたとすれば、兩合作社は早晚何等かの仕方で變革さるべき必然の趨勢にあつたと言へよう。而してこの趨勢は、日滿を通ずる戰時的要請に即應してわが國農業生産の急速な擴充を必要とするに至つたと言ふ周知の事情によつて拍車を掛けられた。かくて政府は康徳七年一月二十日、農民負擔の輕減のために交易手数料を廢止し、農事合作社には政府及び統制會社より取扱量に應じて交易手数料に相當する金額を支拂ふと言ふ取決めをなし、進んで同年四月には『農家の協同精神を基調とする社團を設立し、農事の改良發達を圖り、農家の福利を増進し以て國家經濟の發展に資する』(興農合作法第一條)目的の下に、舊兩合作社を統合改組して新に興農合作社を設立したのである。また同時に『眞に社員の支持する合作社として育成するために、強制を必要とする検査交易、收買並に特需物資の調辦等は合作社をして行はしめざることとし、要すれば他の機關をして之に當らしめるものとす』(興農合作社設立要綱)との積極的意圖を表明した。こゝに吾々は第一に合作社經費支辨原則を從來の自給主義から他給主義に轉換せしめ、かくして合作社機構をわが國民經濟の特性に即應したものたらしめ、第二に合作社經營則交易場經營則検査と言ふ舊來の惡しき相即關聯を斷ち切ることによつて、合作社をして共同販賣、共同購買及び農事共勵等の本來の職能に専念せしめんとした政府の良き意圖を窺ひ知ることが出来る。しかし問題はこの良き意圖が如何に實踐されたかにある。不幸にしてそれは興農合

作社自身の内部的缺陷と益々深刻化した戰時經濟的困難とのために實現されずに終つた。

### 三 興農合作社の内部的缺陷とその困難

統合と言ふ以上、それは<sup>レ</sup>對立的であつた舊兩合作者を單に水平的に結合したり、或はそのいづれかの一方の理念の下に他方を從屬せしめたりするのではなく、そこには吾國合作運動の社會的經濟的環境及びそれに規定される目標に適合せる眞に有機的統一的機構が建立されねばならない。しかし興農合作社の内部機構にはかゝる有機的統一性が缺けてゐた。即ち既に設立當時一部の論者及び舊農事合作社系の人々から指摘された通り、興農合作社には舊金融合作社的意識態<sup>イデオロギイ</sup>が強く反映し、その人的構成に於ても金融合作社系の人々が支配的地位を占めてゐると言はれる。のみならずこの種の運動は元來農村の地方的特異性に即應せしめらるべきである以上、上から下への機械主義的劃一性は極力排斥されねばならないのであり、從つて省聯合會には運營上の高度のインシアテイヴを附與すべきであるにかゝわらず、新機構では『省に單位合作社の聯合會を置き、聯合會の行ふべき業務は原則として所屬合作社の指導連絡、その他の事業の斡旋及び中央會の金融事業の代理業とし云々』と規定し、省聯合會の企畫性、自主性を全く抹殺し去つてゐる。實際『我國の實情は南滿洲と北滿洲とでさへその農業は異つた型を持つてゐる。農民の物資の購入や販賣の事業も亦それ<sup>レ</sup>の特異性を持つてゐる。また農業自身、建國よりこの方作物の種類も多方面に著しく變化してきてゐるし、更にそれ等の農業及び農村事情の差異に加へて、開拓民をはじめとする民族關係の事柄や、或は國境地帯の軍事的政治的特殊事情が合作社の活動に相當に地

方法的なヴァリエティを附與してゐる。』こうした地方的特異性を無視して省聯合會を單なる斡旋・連絡・代理業務の機關たらしめるならば、該運動の運営が圓滑を缺くことは斷言しうる。<sup>1)</sup>興農合作社の機構的缺陷は更にまた、事業部門を信用・事業の二部門とし、しかも損益計算を各部門別に行ふこととした點にも暴露された。これは明かに新合作社が舊兩合作社を單に機械的に結びつけたにすぎないことの端的な表現であらう。

この點について當時の濱江省農事合作社聯合會は逸早く次の如き批判的見解を表明した。『……こゝに大きな疑問が残るのは、新合作社の單位合作社に於ける職制が信用及事業の二部制であることなのである。事業のうちから何故に信用だけを部にしたかと言へば、政府及び籌備委員會の説明では仕事の分量が多いからだと言ふ。それは實際問題としては理由にならぬ。早い話が濱江省でも仕事の分量の多い點から言へば販賣購買等は決して信用に劣らない。金融合作社で扱ふ金額が大きいと言へば、農事合作社倉庫の扱ふ數量、金額も前者に優るとも決して劣りはしないのである。購買にしたところで仕入から配給清算の仕事に至るまで、金額こそ少なけれ、仕事の質的な比重から云へば金融合作社試のやり方でやる金融など問題にならない。』

興農合作社はかゝる内部的缺陷の故に既にその設立の當初から闇影の投ぜられたのであるが、夫は一の外部的事情によつて全く決定的となつた。他でもない。日本の對滿資金及び物資供給餘力の低下が目立つて來た結果として、わが國の物動——資金計畫の壓縮が餘儀なくされ、引いては合作社經費支辨に於ける他給主義の實施が不可能となつた。かくて政府は康德七年九月一日よりの交易場法實施を機として、當初意圖された助成金主義を壓縮制限して交易手数料と助成金との折衷主義を實行するに決し、同時に合作社からの交易場分離問題も自然消滅し交易場の經營は舊來通り合作社をして行はしめることとした。即ち一方では交易手数料は從價千分の八とし、大豆、主要糧穀及び雜穀等十九品目について、原則として收買者たる糧棧側より徴收することとし、更に統制會

- 1) 昨日(十月二十六日)の濱江省日報は興農合作社の機構改革の内容を報じてゐるが、それによれば『合作社の機構は畫一性を廢し地方の事情に即應して定める』由である。(十一月一日より實施の豫定)
- 2) 濱江・新京會談の經過と我々の目途、農事合作社報、第3卷第4號、4~

社は中央會に對し興農資金として從價千分の四を納附し、この納附金は手数料収入の少い交易場の經營費を補填するための調整資金として中央會にプールすることに定め、他方では總額一千數百萬圓の肋成金を事業部に交附することにした。しかし乍ら新合作社の設立以後その人的及び物的機構は著しく擴大し、康徳七年度に於て全滿に三百七十五の支社と八百七の辦事處が設立せられ、それに伴つて合作社の支出は飛躍的に増大した。しかるに収入の面では交易手数料は從來の慣行率百分の二から千分の八に低下せられ、金費制度は撤廢せられ、更には合作社の農民への貸付利率は短期日歩三錢二厘から二錢八厘に引下げられたにかゝらず、中央會より單位合作社への貸出利率は逆に日歩一錢五厘から一錢八厘に引上げられた。なるほど康徳七年度には從來約六百と推算された交易場數が二百數十を増加してゐる。しかし同年に増加した交易場は糧穀出廻の少い糧穀消費地を中心とするものであり、従つて交易場數の増加は合作社負擔を増加こそすれ、その収入増加には役立たなかつた。かくして齎られる合作社收支の不均衡は上述の程度の政府の助成金や統制會社の納附金を以てしては是正され得べくもない。<sup>3)</sup>そこで早くも同年十二月には經營の合理化、會費制度の復活、合作社貸付金利の引上げ及び交易手数料の引上げが問題とされるに至り、貸付金利の引上げは康徳八年五月一日より實施せられ(日歩三錢に引上げ)、また經營の合理化は辦事處及び興農會職員の合理的配置並に交易場の整理の形で本年四、五月より實施されつゝある。<sup>4)</sup>しかし經營の合理化、より正しくは最少費用の最大効率と言ふ意味での經濟性の確保は、如何なる事情の下でもこれを努めねばならないことである。たゞその實施に當つては合理化の名の下に合作は機能の萎縮を招來してはならないし、また交易場整理に際してはその結果として闇銷流が増加しないやうに警戒せねばならぬ。

5頁；しかし前掲瀋日紙によれば、今度の改革によつて、中央會にあつては部制を廢し(從來は五部十二科)、九科制とし、聯合會でも同じく部制を止めて總務・業務の二科制とし、更に合作社では標準機構を理事長室・農事部・販賣購買部及び信用部となす由である。

問題は交易手数料の引上げにある。何故なら、それは言ふまでもなく合作社經費支辨に於ける自給主義の強化を意味するから。しかし私には手数料の收買人側からの徴収と言ふ現行の原則が嚴守されさへすれば、それに反對し得ないのみか寧ろ望ましいとさへ思はれる。だがその際、糧棧の整理が前提條件として要請される。何故なら糧棧諸掛りに關する制限が糧棧によつて忠實に遵守されるものと假定すれば、糧棧から徴収せられる手数料率の上昇は、破等の収益率の低下を招來するが、それは糧棧一戸當りの取扱數量の増加に伴ふ収益額の増加によつてのみ補償され得るからである。そしてまた一戸當り取扱數量の増加は糧棧の整理によつてのみ可能だからである。しかし糧棧の整理即ち中間商人の排除の結果として、彼等が現に擔當しつゝある各種の配給機能までも抹殺されてはならぬ。糧棧が現在行ひつゝある各種の配給機能のうち主要なるものは周知の通り調整精選（過篩子）、保管及び計量であり、彼等はいさゝか社會的に必要な配給機能によつて存立しつゝ、しかもかゝる社會的機能を通じて種々の商人的詐憑を行ふのである。若し糧棧の整理の結果として現在彼等の行ひつゝあるかゝる社會的機能までも抹殺されるならば、農産物蒐集機構が重大な混亂に陥ることは言ふを俟たない。それ故に糧棧の整理は、交易場機能の擴充即ち交易場に於ける保管、計量に關する人的物的施設の増強及び興農會による精選調整技術の指導強化を不可缺の前提條件とする。糧棧のかゝる社會的機能に則した調整によつて、闇取引の溫床となつてゐた泡沫糧棧が排除せられれば、闇取引の減少によつて交易場出廻りが増加し、従つて一方では殘存糧棧の一戸當取扱數量が増加すると同時に、他方では交易場收入の増加が齎らされるであらう。殘存糧棧の一戸當取扱數量が増加すれば、たとへ糧棧諸掛りを現在の水準に維持するとしても、彼等の總収益は増加し、従つて交易手数料の

3) 参考のために康德六、七兩年度の豫定を江省下合作社(十六社)の收支總額と比較すれば次の如くである。

|      | 收入      | 支出      | 差引        |
|------|---------|---------|-----------|
| 康德 6 | 2516862 | 2342715 | + 174147  |
| " 7  | 2630431 | 4187379 | - 1556948 |

備考：演興聯調査（單位圓）

追加的負擔餘力を生ずることになる。また合作社の交易手数料収入の増加は直接間接に生産的農民に還元される貨幣額の増加を意味し、従つて農民の隷屬的地位からの解放及び農業生産力の上昇と言ふわが國農業政策の至上目標にも添ふことになる。かく考へるならば現下の合作社經營の困難を打開する一方策として、糧棧負擔に於ける交易手数料の引上げは充分な理論的根據を持つと言へよう。しかし問題はいさる方法による手数料の増徴が現在の合作社收支の不均衡を如何なる程度に是正しうるかにある。例へば康徳七年度に於ける浙江省十六合作社の交易手数料収入合計額は約七十二萬圓であるが、いま假りに手数料率を百分の十に引上げるとしてもそれに伴ふ収入増加額は二十萬圓以下であらう。この額では百五十萬圓を超える同省下合作社の赤字を填補するには遙に及ばない。それは勢々交易場設備の擴充資金の一端に充てられうるに止り、到底農事共勵及び購買事業を本格化するには役立たないであらう。かくして經費自給主義は再びその限界に打突るのであるが、久しきに亘るかの半封建的桎梏の故に、極度に低位化してゐる吾國の農業生産力を育成培養するためには、單に販賣事業のみならず、農業共勵、信用及び購買等の諸事業の全般に亘つて総合的な擴充強化を必要とする。今日の客觀的狀勢によつて與へられた制限の埒内に於て、かゝる総合的擴充を遂行するには如何なる方策が採らるべきか。これが現在に於ける吾國合作社問題の核心である。

この點に關する吾々の見解を述べる前に先づ興農合作社の信用及び購買事業の實際について一言して置かう。周知の通り糧棧は同時に農民必需品取引資本と二位一體をなし、また批糧取引を媒介として高利貸的金融機能をも果してゐたのであり、彼等の農民に對する前資本主義的勢力關係は農民への必需品販賣及び高利貸的金融機能を通して確立されてゐた。それ故に農民をその半封建的隷屬關係から解放せんとする合作運動の至上目標は、單に農產物販賣過程を合理化するだけではこれを充分に達成す

- 4) 今回の改革に於ける部制の廢止、大科制の採用にも經營合理化の意圖が窺はれる。
- 5) 谷口博士：配給組織論，66頁以下參照。

ることは出来ないであり、それがためには同時に信用、購買進んでは農事共勵事業への積極性が要請される。興農合作社の信用部は、(一) 保證貸付による農業經營資金の小口普通貸付に重點を置き、(二) 大口擔保貸付を極力抑制し、(三) 下層農民の吃糧貸付を可及的實施することによつて、從來の對物信用中心主義から對人信用中心主義へ轉換する方針を定めた。<sup>(註)</sup>しかし特にわが國農村の實態から見て重要意義を持つのは貸款別貸付状況よりも寧ろ階級別貸付状況である。換言すれば信用事業の地主偏倚的性格を蟬脱することである。信用事業の地主偏倚がわが國農業生産に對し如何に重大な障礙を及すかは既に詳述した。しかるに今日もなほ『實際には「農民」を除外して、「地主」、「不在地主」を社員とすべきことが眞面目に考へられたり或は實行されてゐる』と傳へられる。

(註) 演興聯調查によれば、康德七年未現在に於ける同省下十六社の年度内擔保別貸付比率は無擔保約七〇パーセントに對し有擔保は三〇パーセントとなつてゐる。これを例へば康德六年度に於ける綏化金融合作社の貸付が五四パーセント、普地保證貸款及び小農貸款との合計二十一パーセントであつたのに比すれば著しい改善の跡が見られる。

興農合作社の農事共勵事業の低調さもまた周知の事實であり、例へば康德七年度に於ける濱江省下十六合作社の農事共勵費合計額は僅に一萬三千圓強であり、それは支出總額の〇・三二パーセントにすぎない。このやうな僅少な經費を以て、(一) 農地及水利の改良又は造成、(二) 農業技術の改善向上、(三) 共同作業及共同經營、(四) 農業生産物の改良増産、(五) 肥料・優良種子及優良農具の普及獎勵、(六) 林産・畜産及水産に關する指導獎勵、(七) 副業の指導獎勵、(八) その他の農事の改良發達及農家經濟の改善に必要な事項と言ふ豐富な内容を持つた該事業を營ふとしてもそれは無理であり、従つて『去る五月十二、三日敷省の指導部長會議を催したところ、異口同音に眞の農事共勵は行はれなかつたと言ふ述懐を聴き、感慨に堪えざるものがあつた』と訴へられるのも當然である。

農村への必需物資配給問題については別の機會に詳論する心算であるが、こゝでは興農合作社の購買事業もまた決して満足な状態にないことを指摘して置き度い。例へば康德七年四月から三月までの濱江省下十六社の綿布配給量は約三十四萬平方ヤード(金額約二十一萬圓)であるが、農家一戸當りの一ケ年平均綿布必要量は十平方ヤードであると言はれ、且つ同省下の農家戸数は約四十五萬戸であるから、同省農村に於ける一ケ年の綿布必要量は約四百五十萬平方ヤードと推算される。従つて前記の合作社配給量は必要量の僅に約七パーセントにすぎないことになる。<sup>8)</sup>尤も前記の配給量は四月から十二月までのものであるが、北滿農家の綿布購買時期は大體に於てこの期間であると言はれるから、<sup>9)</sup>前記の配給量を以て大體に於て合作社の年間配給量と見て

- 6) 茂木勉氏：合作社農業金融の方法論的檢討(一)，滿洲評論，第20號第19號17頁。  
7) 農事共勵の實蹟を顧みて，興農，第2卷第9號，19頁。  
8) 私の直接聴取による。  
9) 私

いゝであらう。いづれにしても合作社による配給量は必要量の九割以上を雜貨商その他の土着商人から購買してゐることになる。そしてこの購買が闇相場を強ひらるであらうことは推測に難くない。のみならず合作社の仕入先もまた不統一であり、例へば康德七年度に於ける濱江省下合作社の綿布仕入先を見るに、系統機關（仕入比率六八パーセント）、特殊會社（仕入比率約二〇パーセント）及びその他（仕入比率約三〇パーセント）となつてゐる。即ち地方商入からの仕入は系統機關からの仕入に次ぐ高率を示してゐるが、かかる仕入價格が系統機關及び特殊會社からの仕入價格に比して高くつくこと、従つて仕入先のかゝる不統一は合作社の平均仕入價格を高からしめるふとは言ふまでもない。のみならず若し傳へ聞く如くに、合作社と雖も地方商人から仕入る場合には闇相場でなければ仕入ることが出来ないとなれば、問題は一層深刻になる。即ち合作社は農民の綿布必要量の僅に七パーセントを配給するに過ぎず、しかもこの僅少な量の約七〇パーセントについてのみ公定價格が嚴守されるにすぎないとすれば、農民が公定價格の恩恵に浴しうるのはその必要量の五パーセント以下にいてにすぎない。一方彼等の生産物販賣については交易場取引の嚴守によつて公定價格が確守せられる。かくて合作社購買事業が積極的に擴充されざる限り、シエーレの深刻化、農民生活の窮迫化引いては生産力の低下は必然である。<sup>(註)</sup>

(註) 過日興農合作社の明康德九年度の業務方針が發表せられたが私には特別に目新しいものを見出すことが出来ない。それによれば第二次五ヶ年計畫に於て農産物増産が重要計畫として取上げられたから該目標を達成するために生産力擴充に重點を置いて各事業部門を重點主義的に運営すると言ふのである。これは判り切つたことであり取立て言ふほどのことではない。念のためその骨子を摘記すれば次の地りである。(一)信用事業では生産力擴充に重點を置き直接生産に必要な資金の貸付を抑制し、(二)農事共勵では極力事業完遂を目的として嚴選主義を採り、(三)販賣事業では交易場の機構及び施設の整備に重點を置き興農會による精選調整作業の普及促進を圖り、(四)購買事業では生産用必需物資の配給に重點を置き一般生産(活?)必需品及び專賣品については既往の實績と地方的特質を考慮して偏境及び特殊地區についてはこれを補給し、その他の地區は既存業者との關聯を考慮しつゝ確實にその實績を確保する。いまはたゞ營農家の吃糧資金は寧ろ生産資金であること及び單なる實績主義は既存業者偏重に陥りうることを指摘するに止る。

#### 四 交易場の歸趨

9) 綿布配給の跡を訪ねて、北滿合作、第1卷第2號50頁。農家は四月～六月に夏物を、十月～十二月に冬物を購入する。

扱て以上に於て吾々は興農合作社の農事共勵及び購買事業もまた極めて低調である事、而も交易手数料を現行率以上に引上げるとしてもこれ等の事業部門を擴充するに充分なだけの収入増加は期待され得ないこと、従つて現機構のまゝでは合作社經營則交易場經營則檢査と言ふ合作運動の貧困を根本的に救済し得ないことを知つた。勿論吾々と雖も交易場の果しつゝある社會的機能を輕視するものではない。交易場の存在によつて確に（イ）農民の市場知識の缺如につけ込む糧棧の詐瀆の餘地が縮小せられ、（ロ）農民が直接交易場に出荷する結果として、末梢的蒐集系統に三重四重に介在してゐた從來の弱小中間業者が排除せられ、従つて國民經濟的見地から見た配給費即ち一定の社會生産物價值額を生産者から消費者に傳達するに要する配給用役の價格が低下せられると同時に農民の手取が増加することは卒直に認めねばならない。しかし合作社經營が交易場經營を疆幹とする限り、合作社は一方では農民の側に立つて彼等のための有利な販賣に努力すると同時に、他方では收買者の側に立つて收買量の確保に努めねばならない。從來しばしば合作社の官僚的性格が云々せられたが、それは吾國の合作運動が官府育成的でなければならぬことの歪める一面でもあらうが、同時にまた上述の如き不可避免的な二重性格にも由來するであらう。特に最近に於ける如く、收買が多分に政治的色彩を加へ半強制化されつゝある際には、合作社はその二重性格の故に去就に迷ふことがありうる。今日合作社の性格を明確化することが合作運動の現段階に於ける一つの重要課題であると言はれるのも當然である。一説によれば本年六月の農産公社の設立を機として政府部内に『興農合作社解體論』が発生して居り、且つその大様は次の如きものであると言ふ。『三社統合は蒐貨統制の上部機構の範圍に止るに過ぎぬ。生産點と結びつく統制機構の一元化が必要だ。従つて當然次に來るべき

- 1) cf. Wilfred Maleubbaum: The Co-ops of distribution Q. J. E. Vol. LV, No. 2, p. 257. ff.
- 2) かの主張は合作社職員の側からも取り上げられてゐる。

ものは、現に興農合作社の設營する交易場……の農産公社への統合でなければならぬ。』なるほど今日の交易場に於けるが如く取引は釘付價格によつて居り、且つ業務内容は検査に盡きてゐる場合には、交易場はたゞ農民から收買機關への農産物流通の通路にすぎず、従つて交易場經營者は文字通り仲介人にすぎない。合作社が單なる仲介人に終つてはならない以上、交易場經營が合作社によつて行はれねばならないと言ふ理由はなく、寧ろこれを農産公社の末梢機關たらしめることによつて、收買系統の一元化を圖ることが望ましいであらう。のみならずそれによつて本來の意味に於ける共同出荷、農事共勵及び購買事業に専念するに充分な餘力を持つことが出来るとすれば、既述の如き合作社の二重性格も解消するであらう。しかし乍ら問題は果して交易場を失つた合作社にかゝる餘力が齎らさるるか否かにある。吾々の見るところでは、合作社の二重性格及びそれを基礎づけてゐる合作社經營と交易場經營との相即關係、従つて合作運動自體の貧困は、(一) 合作社はわが國民經濟の特異性に即應して經費他給主義に依るべきであるにかゝらず、現下の戰時的要請に基く收縮政策の故にその採用が困難であり、それ故に(二) 合作社はその好むと否とに拘らず經費支辨の必要上交易場經營をその主たる業務内容とせざるを得ず、従つて(三) 合作社にとつて非収益的な農業共勵及び購買事業には充分な人的及び物的餘力を振り向け得ないと言ふ一聯の因果聯關に由來してゐる。それ故に若し經費支辨の根據を解決せずして交易場を合作社から分離するならば、合作社は自滅の他はない。而して現情勢の下では經費他給主義の徹底は不可能であるから、謂ゆる『興農合作社解體論』は成り立たないことになる。

しからば合作社を如何になすべきか。臨戰東亞の食料基地としての役割が益々重大化しつつある今日の滿洲にとつて、この問

題は單に一合作社の問題ではなくして、東亞的問題であることは言ふを俟たない。さればこそ第二次五ヶ年計畫に於て農業部門が重點部門として取り上げられてゐるのである。而してこの問題の解決のためには勿論合作社經營を合理化、合作社貯金の獎勵、交易場の合理的配當等の必要なことは言ふまでもなく、進んでは農地造成、土地問題の解決、小作料率の適正化、歸村獎勵等の生産點に結びついた問題の解決が要請されることも論を俟たない。しかし吾々の問題の範圍内での解決の方策を指摘するならば、(一) 糧食負擔に於ける交易手数料の引上げを行ふと同時に、この際出來る限り政府の助成金額を増額することによつて合作社の資金的基礎を強固にし、(二) 物資の都市と農村への分配比率を一段と後者に有利にすると同時に謂ゆる實績主義に拘泥することなく、少くとも專賣品、綿布及び主要農具並びに肥料の配給に關する合作社ルート中心主義を確立し、(三) 今日に於けるが如き合作社仕入先の不統一を排除して、合作社の購買事業を上位の系統機關に連接せしめることが必要である。合作社の資金的及び物的基礎の強化以外に有効な方策はない。

(八、一〇、二九)

- 4) 某省では合作社は適當な保管施設がないと言ふ理由で專賣品の配給認可すら得ることが出來ないと言ふ。